

令和5年度集団指導資料

実地指導を通じての留意点について 運営基準(処遇・看護)

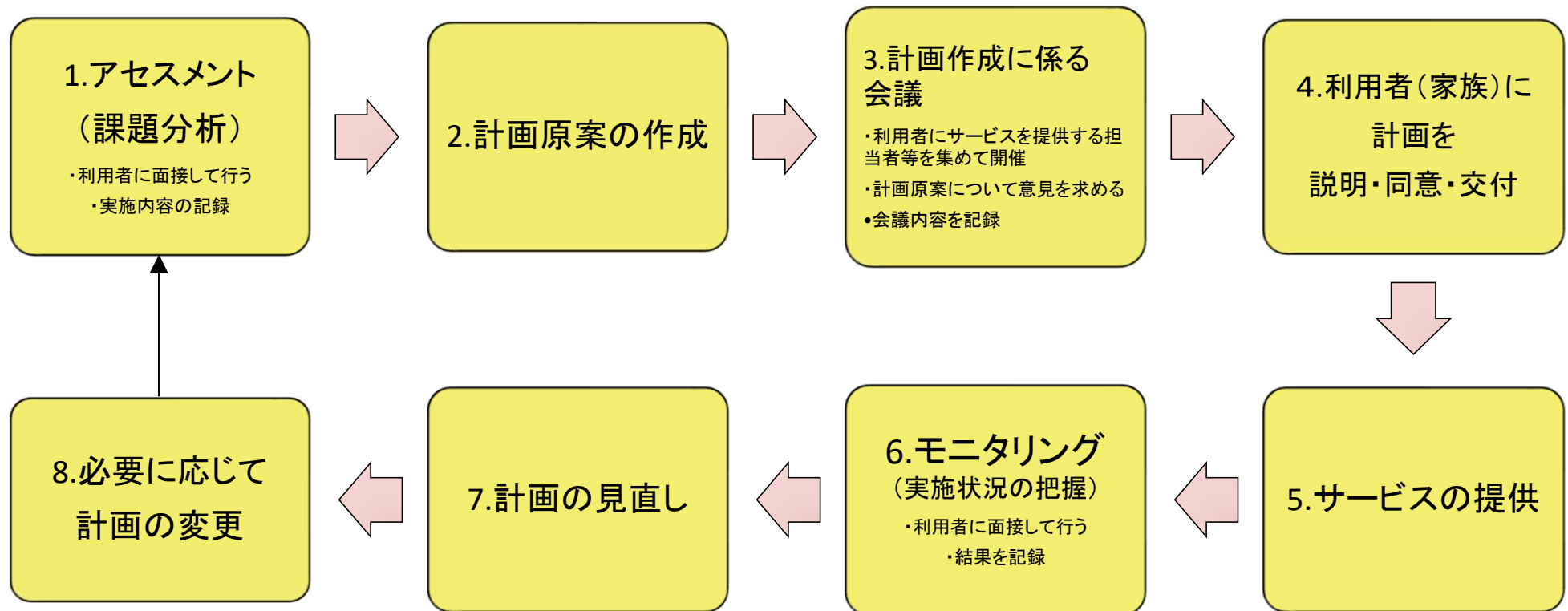
療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・障害者支援施設

高崎市指導監査課

1 個別支援計画(1/4)

【個別支援計画作成の手順(プロセス)】

☆サービス管理責任者の責務



1 個別支援計画(2/4)

【主な指摘事例】

○個別支援計画の作成が遅れている事例が認められたので、サービス管理責任者は速やかに個別支援計画を作成し、利用者に説明するとともに、文書により同意を得てください。

○個別支援計画の作成に係る会議を開催していない事例が認められたので、サービス管理責任者は、サービスの提供に当たる担当者等を招集した会議を開催し、個別支援計画の原案について検討してください。会議を開催した際は、記録を整備してください。

○個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)が適切に行われていない事例が認められたので、サービス管理責任者は、少なくとも6月に1回(自立訓練は3月に1回)以上、利用者に面接してモニタリングを実施し、その結果を記録してください。

○個別支援計画の変更時に、利用者に対して説明と同意がされていない事例が認められました。個別支援計画の変更にあっても、利用者に対して変更後の計画について説明するとともに、文書により同意を得てください。

○アセスメント及びモニタリングの際は、サービス管理責任者が利用者に面接しなければならないので、利用者に面接したことが確認出来るよう記録を整備してください。

1 個別支援計画(3/4)

【留意点】

- サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されているか。
- 個別支援計画は、計画変更の場合も含め、一連のプロセスにより適切に作成されているか。
- 相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」を踏まえて個別支援計画を作成しているか。
- 県・市条例の独自基準「個別支援計画作成会議」の議事録が作成されているか。
- 個別支援計画に基づくサービスの実施状況に関する諸記録を整備・保存しているか。

1 個別支援計画(4/4)

【報酬請求】

作成に係る一連の手順が適切に行われていない場合

- ・ サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合
- ・ 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合



個別支援計画未作成減算の対象となる

- ・ 減算適用1月日から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・ 減算適用3月日以降 所定単位数の50%を算定

2 身体拘束について(1/4)

【運営基準】

①サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ない場合とは(例外3要件)

- ・切迫性・・・本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・非代替性・・・身体拘束その他行動制限以外に代替方法がない場合
- ・一時性・・・身体拘束その他行動制限が一時的である場合

②事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

2 身体拘束について(2/4)

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

- 1 組織による決定と個別支援計画へ記載する。
 - 計画作成会議等において組織として慎重に検討、決定する。
 - 拘束の原因となる状況の分析、身体拘束解除に向けた取組、目標とする解除の時期等、統一した方針の下で決定し、個別支援計画に記載する。
- 2 本人や家族に十分に説明し、了解を得る。
- 3 行政への相談、報告を行う。
- 4 身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由、経過観察・再検討の記録をする。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省HP)」P35

2 身体拘束等の禁止(3/4)

【運営基準】

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに

その結果を従業者に周知徹底

- 委員会は幅広い職種により構成
- 少なくとも1年に1回は開催
- 身体拘束等について報告するための様式の整備
- 身体拘束等発生後の事例の分析と、当該事例の適正性と適正化策の検討

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

- 新規採用時 及び 年1回以上実施する
- 研修の実施内容を記録する

2 身体拘束について(4/4)

【報酬請求】

身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合

- ①身体拘束等の記録
- ②身体拘束適正化委員会の定期開催(年1回以上)
- ③指針の整備
- ④研修の実施



身体拘束廃止未実施減算の対象となる

→全利用者に対し、1日当たり5単位の減算

※令和5年4月1日から減算適用

3 虐待の防止(1/2)

【運営基準】

- ① 虐待防止委員会を定期的に(少なくとも年1回)開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底
 - 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
 - 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)
- ② 従業員への虐待の防止のための研修を実施する
 - 新規採用時 及び 年1回以上実施する
 - 研修の実施内容を記録する
- ③ 虐待防止責任者及び担当者の設置
 - サービス管理責任者等

3 虐待の防止(2/2)

【虐待防止に関する具体的な対応】

虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、虐待について報告すること。

虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。

事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

4 苦情解決(1/3)

【体制の整備等】

- 1 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置
- 2 利用者への周知
- 3 苦情の受付、報告・確認
- 4 解決に向けての話し合い
- 5 苦情解決の記録・報告
- 6 苦情解決結果の公表

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(厚生労働省HP)

「社会福祉事業者における苦情解決体制整備WEBマニュアル」(群馬県社会福祉協議会HP)

4 苦情解決(2/3)

【主な指摘事例】

- 苦情処理については、施設全体で取り組むように苦情解決の体制及び手順等を定めたマニュアルの作成等、苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じてください。
- 苦情解決のための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等は、利用者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示してください。
- 利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録してください。

4 苦情解決(3/3)

【留意点】

- クレームと決めつけず、苦情として汲み上げているか。
- 利用者又は保護者が苦情を伝えられる体制になっているか。
- 苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、内容等を記録しているか。
- 苦情等がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、法人全体でサービスの質の向上に取り組んでいるか。
- 苦情の発生した事例がなくても、あらかじめ記録様式を整備しているか。

5 事故発生時の対応(1/2)

【事故報告書の提出】

○社会福祉施設等において、事故等が発生した場合は、関係法令・通知に基づき、利用者が支給決定を受けている市町村及び事業所指定を受けている県(中核市)へ事故報告書により報告すること。

○報告対象となる事故の範囲等については下記を参照のこと。

平成25年9月13日群馬県健康福祉部長通知「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について」

前橋市HP「社会福祉法人の事務手続きについて」→「事故等発生時の報告について」

高崎市HP「障害福祉サービス事業等の運営要領等について」→「事故等発生時の報告の取り扱いについて」

5 事故発生時の対応(2/2)

【留意点】

- 事故が発生した場合は、県、市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。
- 事故の状況及び事故に際して執った処置について、記録をしているか。
- 事故の発生した事例がなくても、あらかじめ記録様式を整備しているか。
- ヒヤリハット事例も記録を行い、事故予防のため、定期的に職員同士で改善策を検討しているか。
- 事故対応マニュアルが定められ、職員間で周知されているか。
- 事故が発生した場合、事故原因を検証し再発防止に向けて検討したことが記録され、職員間で情報共有がされているか。

6 健康管理

【主な指摘事例】

○施設入所支援の利用者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行ってください。また、健康診断に係る費用は、全額施設負担としてください。

○看護記録は、利用者ごとに健康状態や入院・通院の状況及び医療処置の記録等を整備してください。

7 衛生管理等

【運営基準】

令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務化

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(おおむね3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 委員会は幅広い職種により構成する
- 専任の感染症対策担当者(看護師が望ましい)を決める

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する
- 発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記する

③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

- 研修は新規採用時及び年2回以上開催し、実施内容について記録する。訓練は年2回以上実施する。

8 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日 条例第96号)

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日 条例第49号)

高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日 条例第50号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日 条例第97号)

前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日 条例第50号)

高崎市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日 条例第51号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)